

# 少子社会に関する論点整理と意識分析

— 概 要 版 —

平成 17 年 3 月

都市再生研究所

## 目 次

I 研究の目的	1
II 研究の概要	
<b>第1章 わが国における少子化の現状</b>	
1-1. 少子社会とは何か	2
1-2. わが国における少子化の現状	2
1-3. わが国における少子化の背景	3
<b>第2章 欧米諸国における少子社会への対応</b>	
2-1. 欧米諸国における少子化の動向	
(1) 合計特殊出生率の動向	4
(2) 出生率格差の要因	4
(3) 仕事と家庭の両立支援策の状況	5
2-2. 欧米諸国における少子化への取り組み	
(1) 欧米諸国における家族政策の位置づけ	6
(2) わが国の取り組みとの比較	6
2-3. フランスにおける少子社会対応	
(1) 出産・育児の制度改革	7
(2) 家族政策の今日的課題	8
2-4. スウェーデンにおける少子社会対応	
(1) 出産・育児の制度改革	9
(2) 家族政策の今日的課題	9
<b>第3章 少子社会に関するアンケート調査の結果</b>	
3-1. アンケートの実施概要	10
3-2. アンケート調査の結果	
(1) 少子化に対する問題意識と政策に対する意向	10
(2) 結婚観・家庭観	12
(3) 結婚に関する状況	13
(4) 結婚・子育てに関する状況	13
<b>第4章 少子化に関する論点と今後の検討の方向性</b>	
4-1. わが国における少子化の論点	
(1) 急激な少子高齢社会への移行による社会保障制度の対応遅れ	15
(2) 少子社会の悪循環	15
4-2. 少子社会に対応した国民のライフデザインの構築	16
4-3. 今後の検討の方向性	16

## I 研究の目的

少子化対策は、わが国の安定的な経済活力を維持・向上させるためには不可欠であり、少子化についてはさまざまな議論・提言がすでになされている。しかし、子育て支援や就業環境の改善等の社会保障面で取り上げられており、職住近接、地域レベルでの子育て支援、都市・地域での取り組み、3人産み育てられる生活環境など、住宅・都市の側面から真の原因を探求し、都市社会全体の問題として認識する必要がある。

また、子どもは成長することで、わが国の将来を担うことから、社会システムをつくる国家の財産であるといえる。少子化対策は社会資本整備と同等以上の重要なテーマである。そのため、子どもを安心して産み、育てられる環境を整備することが肝要であり、真の問題解決に対しては、国債の活用等を視野に入れた思い切った国家的対策が必要といえる。

少子社会対応委員会では、平成16年度の研究活動として、少子社会対応に関する基礎調査として、わが国における少子化の状況の把握・分析、わが国に先んじて少子社会問題に直面してさまざまな施策に取り組んでいる先進諸国の状況の分析、少子社会に関する論点整理を行った。これらの研究成果をもとに、今後、少子社会対応において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを研究していくものである。

## Ⅱ 研究の概要

### 第1章 わが国における少子化の現状

#### 1-1. 少子社会とは何か

少子化とは「合計特殊出生率(\*)が人口の置換水準を下回る現象」をいい、わが国の人口を一定に保つのに必要な出生力は 2.08 人とされている。わが国の少子化を取り巻く現状としては、i) 子どもの絶対数が少なくなっている、ii) 出生率が低下している、という二つの現象が進行している。

そして、合計特殊出生率が人口置換水準を下回り、かつ、年少人口(14歳以下)が高齢者人口(65歳以上)よりも少ない社会を「少子社会」という。わが国では 1997年に子どもの数が高齢者人口を下回り、この年以降、少子社会となっている。

(\*)合計特殊出生率とは 15歳から 49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の数に相当する。

#### 1-2. わが国における少子化の現状

日本の合計特殊出生率は、1974年に人口置換水準の 2.08 を割りこんで以来、30年間長期的に低下し続けている。わが国における少子化は予想を超える勢いで進行しており、2003年には 1.29 と過去最低を更新した。

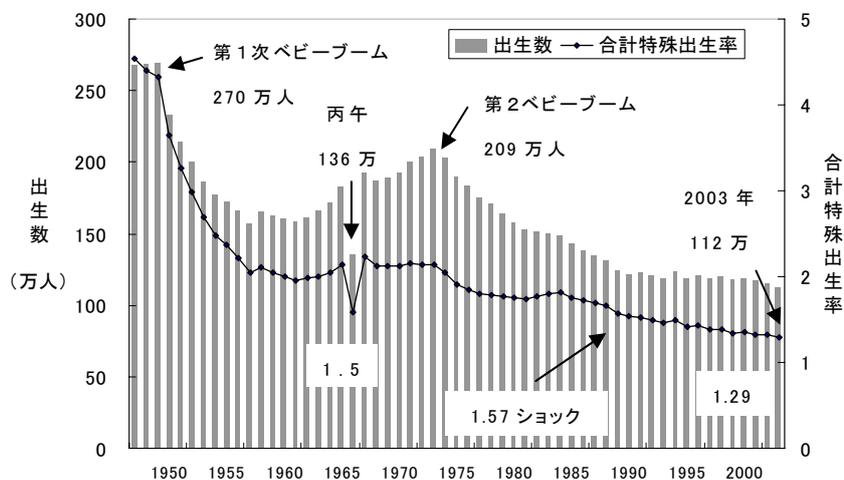


図1-1 出生数及び合計特殊出生率の推移

(資料:「平成 14 年人口動態統計」厚生労働省、平成 15 年は厚生労働省ホームページから)

今後は第二次ベビーブーム以降の出生数の減少と、高齢者人口の増大に伴う死亡数の増加により、わが国の少子高齢化は世界にも例をみない速度で進行し、今後、死亡数が出生数を上回り、総人口が減少していくことが予測されている。一旦減少に転じれば、出生率が置換水準を上回ってもすぐに回復することはなく、減少に歯止めがかかるとしても 30 年以上を要するため、21 世紀を通じてわが国の人口減少は続くと考えられている。

### 1-3. わが国における少子化の背景

#### (1) 女性の社会進出と若者の将来不安

高学歴化、社会進出に伴い、女性の経済力は向上している。そのため、女性にとって結婚は人生の選択肢の一つとなり、必ずしも男性に依存する必要がなくなっている。しかし、外で働くことに喜びを感じるようになってきた一方で、仕事と子育ての両立を支える環境整備は遅れており、主に女性が家事や育児を担っている現状では「仕事」と「出産・育児」は二者択一となっている。また、出産・育児をする女性にとって仕事の継続や同等のレベルでの復職は難しく、出産・育児に伴う機会費用の増大も結婚・出産に対する消極的な姿勢の原因となっている。

さらに、1990年代以降、経済の長期停滞によって労働市場の状況が変化し、結婚や出産に求められる経済基盤を築くことができない若者が増加している。新卒採用の抑制、雇用の非正規化、リストラや終身雇用制の見直し等が所得不安や将来不安につながっており、結婚を遅らせる原因となっている。また、経済的不安定により親元から独立できない若者も増加している。

#### (2) 出生率そのものの低下

女性の社会進出により、結婚・出産に関する価値観が変化し、それらに対して必然性を持たない人が増加している。仕事や趣味との競合もあり、結婚願望は高いものの、理想的な相手が現れるまでは結婚を先延ばしするという人が増えている。また、子どもに対する考え方にも変化がみられ、老後の子ども依存や子どもの公共性に関する価値観を支持する割合は減少し、親としての精神的な充足を求める傾向が若い世代を中心に高まっている。

これまで少子化の主な原因は晩婚化と考えられてきたが、1990年代に入ると、生涯未婚率の上昇、つまり未婚化・非婚化や、夫婦の出生力の低下という新たな現象が加わった。少子化の原因やその背景は社会状況、とりわけ経済環境の変化に応じて変化しており、1990年代以降は出生率低下の要因は晩婚化・未婚化といった結婚行動の変化よりも、夫婦間の出生率そのものの低下が及ぼす影響の方が大きくなっている。

その要因として、子育てや教育にかかる負担感の増大があり、夫婦は子どもを持ちたくても持てない状況にある。まず、もともと教育費、養育費の自己負担が大きい上に教育熱が高まっており、実質賃金が低下している中で多くの人が子育てに経済的負担を感じている。また、共働きでも子育ての役割分担には偏りがあり、働く女性にとっては肉体的・精神的な負担が大きい。核家族化の進行等により親族や近隣の支援が受けにくく、親自身が子どもと接触する機会が少ないため、子育てへの不安が大きくなっている。

そして、核家族化の進行による三世同居の減少は夫婦の出生力に影響を与えている。離婚率、嫡出でない子の割合、単独世代等とともに増加傾向にあり、家族形態は多様化が進んでいるが、一方で日本の法制度や社会システムは依然として標準世帯を想定しており、対応が遅れている。

## 第2章 欧米諸国における少子社会への対応

### 2-1. 欧米諸国における少子化の動向

#### (1) 合計特殊出生率の動向

欧米諸国では、1960年代半ば以降には出生率が低下し始め、わが国に10年ほど先んじて少子化に直面してきた。合計特殊出生率は、若年者人口に先行して、1970年代に入ると低下し始め、1980年代には国別の傾向が顕著になり、ドイツ、イタリアでは緩やかに減少し続け1.5を割り込んだ。一方で、比較的早い段階から多様な家族政策に取り組んできたフランスと北欧諸国では、近年、先進国の中では高い合計特殊出生率を達成し、少子化に歯止めがかかりつつある。米国は、移民政策により人口構造の維持を図っているとともに、自己責任の精神に基づいた社会福祉政策が展開されていることから、他の先進国と同列で比較することは注意が必要である。

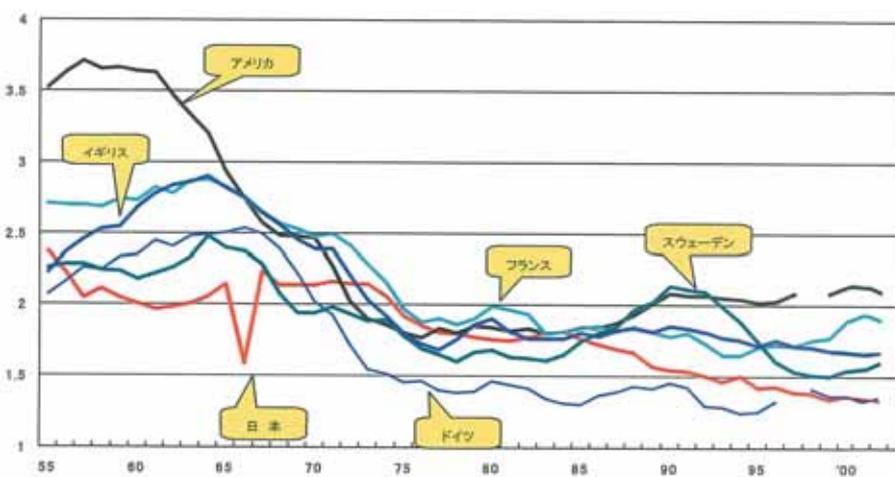


図2-1 主要先進諸国における合計特殊出生率

資料：UN, Demographic, Council of Europe, Recent demographic developments in Europe and North America

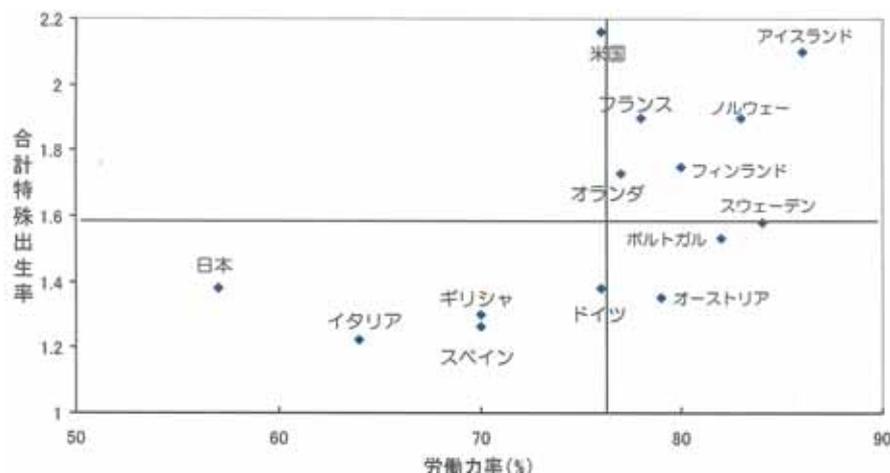
「人口動態統計」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

#### (2) 出生率格差の要因

合計特殊出生率の低下には、さまざまな社会・経済的な要因が複雑に絡んでいる。各国共通の特徴として「女性の社会進出」、「結婚・出産年齢の上昇」などが影響していると考えられ、出生率の格差は次のような晩婚化と晩産化の傾向が見られる。

- 50歳未満の女性の結婚率は、1970年代から1980年代後半にかけて大きく低下し、1960年代までは1前後で推移していたが、現在0.5～0.7で変動している。未婚化とともに、晩婚化も進展しており、女性の初婚時の平均年齢は1970年代前半を境にして上昇に転じ、近年では27～29歳前後まで上昇している。また離婚率もイタリアを除く多くの国で上昇傾向にある。

- 出産の高齢化も共通してみられる現象である。女性の平均出産年数は、1970年代後半を底として、その後は各国とも上昇している。これは、女性の高学歴化による晩婚化に大きく関連しているとみられる。
- 仕事と家庭の両立の難しさに社会がどのように対応したかの違いは、出生率の高低を分ける重要な要因となっている。1970年代は女性の労働力率と出生率は負の関係にあったが、1980年代半ばを境に正の関係に転じた。出生傾向との関係では、出生傾向が回復している国は労働力率の上昇が顕著である。



2-2 図 女性(30~34歳)の労働力率と出生率の関係(2000年)

資料:「先進諸国の少子化と家族政策」(国立社会保障人口問題研究所)

### (3)仕事と家庭の両立支援策の状況

各国では、仕事を続けるために子どもをもつことを躊躇する女性も多いと考え、仕事と子育ての両立が可能となるさまざまな支援策を講じている。女性が働き続けながら子どもを産み、育てることを容易にするための環境整備は、出生を促進する上でも重要な取り組みと考えられている。

- 女性の就業意欲の高まりを受けて、1970年代半ばから育児休業制度が欧米諸国の間で広がった。しかし、国によっては子育てと仕事の両立が困難な状況がうかがえ、期間や所得保障は各国で大きな開きがある。
- 保育施設に関しては子どもが0~2歳時の入所率が各国で大きな開きがあり、0~2歳児のための保育施設の少なさは低出生率の一つの要因といわれている。
- また、子育ての経済支援は児童手当と税制において行われており、金額や対象年齢、所得制限の有無等各国で差がある。相対的に出生率の高い国は子育ての経済支援に力を入れている。

## 2-2. 欧米諸国における少子化への取り組み

### (1) 欧米諸国における家族政策の位置づけ

少子化対策は、欧米諸国では「家族政策」として位置付けられ、「子育て支援」あるいは「育児と仕事の両立支援」という側面で捉えられている。誰を子育ての主角として政策をたてるか、施設整備や手当等の公的支援がどれだけ投じられているかによって、政策としての違いがあるが、育児に対する考え方はそれぞれの社会の価値観を反映しており、特に女性の就業環境に大きな影響を与えている。

	<b>伝統的家族主義</b> 「女性が家で子育てをする」	<b>個人主義</b> 「男女の役割を固定しない」
<b>公的支援大</b>	<b>出生促進型</b> 出生率の向上に積極的で、児童手当など現金給付が手厚い。 フランス、ルクセンブルクなど	<b>男女共同参画型</b> 職場と家庭で男女平等を目指し、育児休業や保育が充実。 ノルウェー、スウェーデンなど
<b>公的支援小</b>	<b>伝統家族型</b> 伝統的な男女の役割分業を尊重。保育所は未整備。 ドイツ、日本など	<b>不介入型</b> 政府による家族への介入をできるだけ排除。 アメリカ、イギリスなど

各国は独自の理念に基づいて、主に i) 子育てにかかる費用負担の軽減、ii) 育児と仕事が両立しやすい雇用環境整備、iii) 育児支援サービスの充実に関して選択あるいは組み合わせた政策を実施してきた。近年、EU諸国においては、より手厚く、柔軟に、普遍的になる傾向が見られる。

### (2) わが国の取り組みとの比較

わが国では雇用、税制、社会保険の各制度において専業主婦が優遇されており、既婚女性の就業を抑制してきた。また、子育ては親の責任という考え方が強く、子育てに関する費用負担を社会全体で支援するという考え方が社会保障制度全般において乏しい。女性の就業継続においては育児休業制度の重要性が高いにもかかわらず、休業中の所得補償、休業後の就業(復職)、育児の支援も手薄であり、継続が難しい。さらに、復職は非正規雇用となる場合が多く、賃金格差が大きいため、機会費用が非常に高くなっている。

総じて、わが国の子育て環境の整備は遅れている。社会的支出においてわが国は依然として高齢者への所得移転に大きな比重がおかれており、社会保障給付金に占める高齢者関係給付費の割合は児童・家族関係給付費の約18倍(2002年)となっている。児童手当に関しても先進国における年齢制限は早くて16歳未満であり、わが国の3歳未満という条件はかなり特異といえる。そして、給付条件についても、ヨーロッパ諸国では所得により金額差はみられるものの、所得制限を設けている点も珍しい。日本の児童手当給付費はGDPの0.03%に過ぎず、スウェーデンの100分の1、ドイツの20分の1である。

## 2-3. フランスにおける少子社会対応

### (1) 出産・育児の制度改革

フランスは、家族に対する経済的支援等に積極的に取り組んできており、一連の施策は合計特殊出生率の上昇にみられるように、出生の促進に有効であったと考えられる。少子化対策としては、出生率を高めることを阻むものは何かを考える必要があり、i) 女性の仕事と家庭の両立を阻むものは何か、ii) 3人以上の子どもをもつことを阻むものは何か、といった視点から見ている。しかし、子育てを行う親の立場からは、取得しにくい育児休暇や都市部で不足する託児サービスなど、まだ課題が残されている。そのため、次のような取り組みを行っている。

#### ① 全国家族会議による政策立案

##### i) 全国家族会議による提言

連帯・保健・家族省は、家族政策の策定及び実施を担当する省庁で、毎年「全国家族会議」で家族政策を発表している。2005年の検討テーマは「3歳未満の子どもへの助成制度の充実」である。これには育児休暇の充実と助成制度の連携が重要であり、例えば0歳児の親に対する1年間育児休暇を取得する際の給与補填など、企業経営者と連携して、理念として企業経営に取り入れてもらうこと等が考えられている。

##### ii) 省庁間家族政策委員会による作業

省庁間家族政策委員会は、政策の一貫性、関連団体への一貫性を維持することを目的として設置された連帯・保健・家族省の家族担当大臣直轄委員会であり、フランス中央政府の機関である。2003年に下部組織として作業部会が設置され、フランスの人口動態における大きな課題は何か、どうしたら3人以上の子どもをつくろうと考えるかを検討した。2005年は「仕事と家庭の両立」がテーマとなり、仕事と家庭の両立を社会通念として認めて、両立できる支援策を打ち出す予定でいる。既存制度の改善方向としては、ア) 育児休暇制度を女性に有利な内容とすること、イ) 3歳までの託児費用を課税控除すること、ウ) 企業内託児所を整備した場合にその整備費の60%を課税控除できるようにすることが考えられている。

## ②全国家族金庫による家族手当給付

3つの社会保障制度のひとつとして家族政策があるが、それぞれの割合変遷は次の通りである。

	1948年	2002年
家族政策	50.2%	18.9%
年金政策	16.3%	28.6%
医療政策	33.5%	52.5%

全国家族金庫が扱う子育て支援策の原資は、企業納付 60%、一般社会保障税 (CSG) 20%、国からの払戻金 20%である。一般社会保障税は 10 年程前に新しく導入された制度であり、賃金や有価証券を対象に広く源泉徴収され、国税から全国家族手当金庫に回されている。国からの払い戻しは、雇用政策として低賃金者を雇用したした場合に企業が納付する分が免税されるため、その補填としての性格である。企業は家族手当徴収連盟 (URSSAF) に対して、家族手当、医療手当、年金手当の負担金をまとめて支払うことになっており、徴収率は 99%と税金よりも高く効果的といえる。

## (2) 家族政策の今日的課題

フランスの家族政策が占める年間予算 350 億ユーロのうち、43%が3歳未満の子どもをもつ家庭の支援に優先的に使われ、託児施設の運営費の 60%を補助するなど、託児政策を中心に取り組まれている。複数の託児サービスを準備することで、親の希望に合わせて育児サービスを柔軟に選べるようになっており、また3歳未満と3~6歳未満(就学前)に対応する子育て支援メニューがある。

託児施設の運営は、親の労働時間にあわせて質を維持している。自宅で公共機関の認可を得て預かる「認定保育ママ」(約 45 万人)の需要も増えている。これには資格取得が必要であり雇用政策にもつながる。

フランスに居住する家族を代表する団体である家族協会連合が強調してきたのは、住宅・消費・医療・保健衛生・教育など、家族に関わることを包括的に政策として展開することである。今後の検討課題は、「出産後1年間の育児休暇(父母とも)の取得促進」が考えられている。そのためには、企業の人事管理として復職制度を確立する必要がある。

## 2-4. スウェーデンにおける少子社会対応

### (1) 出産・育児の制度改革

スウェーデンは、男女共同社会の構築を政策目標としている。社会保障制度における世帯収入は両親の収入をもとに、下記のような両親保険による両親給金と育児休暇制度により、夫婦の双方が働きながら子育てができることを可能にしている。

子どもは、就学前教育などの児童福祉を受ける権利を有している。こうした子育て支援プログラムは 1960 年から行われており、すべてのコミューン(市町村)に児童福祉の義務があり、最低 3 時間/日(2001 年と 2002 年に改定)の児童福祉が保障されている。4~5歳児のほとんどが児童福祉プログラムを活用しており、多くの人々が、児童福祉があることで仕事を継続できていると言われている。

#### ① 両親保険

両親保険は、1938 年に母親への支援策として開始され、1974 年新たな枠組みとして導入された。子どもが産まれたときから両親給金 480 日分が与えられる。480 日のうち、育児休暇として 60 日は父母ともに取得することが義務づけられているが、父親の取得は 15%(約 70 日)に留まり、主として疾病介護休暇を取得している。両親給金は上限があるため、父親が育児休暇を取得すると実際の所得額との差が生じるために、取得率は高くない。そのため、年間限度額を上げることが検討されており、2005 年秋に両親保険を改訂して 2006 年に導入を予定している。

#### ② 育児休暇

育児休暇は 480 日を父母が半分ずつ 240 日取得することになっており、そのうち 60 日は父親もしくは母親が相手に移転できない(所得の 80%を支給)。父親が育児休暇を取得した割合は 18.7%(2004 年)である。日数には地域差、教育程度や職業内容による差がある。父親が取得する育児休暇は、子どもが2歳になるまでに取得する傾向が強い。近年取得される育児休暇期間が長くなっている傾向があり、それは1人当たりのコストの増大につながっている。

### (2) 家族政策の今日的課題

スウェーデンにはさまざまな子育て支援プログラムがあるが、なぜ合計特殊出生率は高くないのかという意見がある。合計特殊出生率の推移をみると波があり、1980 年代後半~1990 年代初めに、家族政策が関与した結果、他のヨーロッパ諸国にない割合で上昇した。それにより、仕事と家庭の両立が図られたが、経済危機により 1990 年代に減少した。2004 年時点では 1.7 であり、1990 年代ほどではないが回復基調にある。

合計特殊出生率が思うように上がらない要因には教育期間の長期化、歳をとってから産む考えが大勢であること、1家族の希望子ども数の減少等が考えられる。

今後の取り組みとしてはより寛大な家族政策の展開、男女機会均等のさらなる推進、若者に永久的な仕事と高い給料の提供、育児休暇に対する就業環境、理解促進等が考えられている。

## 第3章 少子社会に関するアンケート調査の結果

### 3-1. アンケートの実施概要

#### (1) 調査目的

本アンケートは、少子化の原因に関する既往の調査・文献等の成果を踏まえつつ、少子化原因のより詳細な分析や施策対象層を明らかにする等、少子化対策のより具体的な施策の検討に資する基礎資料を作成することを目的として行った。

#### (2) 調査計画

- ・調査時期：平成 17 年3月下旬
- ・調査方法：インターネット・リサーチ法
- ・調査対象エリア：全国
- ・調査対象者：インターネット・リサーチ登録モニター（男女個人）
  - ①40 歳未満の独身者
  - ②50 歳未満の既婚者
- ・調査サンプル数：2,611 サンプル

### 3-2. 調査結果

#### (1) 少子化に対する問題意識と政策に対する意向

##### ①少子化に対する意識

●少子化問題を認識している人は約96%。うち、約半数が少子化問題について真剣に考えたことがある

- ・少子化問題に対する認識については、「ある程度知っている(76.3%)」と「よく知っている(19.5%)」を合わせて約96%を占める。
- ・このうち、少子化問題を真剣に考えたことがある人は、「真剣に考えたことがある(7.4%)」と、「やや真剣に考えたことがある(45.4%)」を合わせて約半数を占める。

##### ②少子化問題の重要性の認識度

●約3割の人がたいへん重要な問題、約4割の人がやや重要な問題と認識。中でも危惧しているのは社会保障制度の破綻

- ・少子化の問題認識については、「たいへん重要な問題である(31.7%)」と「やや重要な問題である(37.0%)」を合わせて約7割の人が重要な問題と認識している。
- ・少子化を問題視している人が中でも危惧している点は、「社会保障制度の破綻(52.1%)」と「経済活力の低下(35.5%)」である。

### ③政府の対応に対する意向

#### ●政府は少子化対策を積極的に取り組むべきと考える人が約6割

- ・少子化問題に対する政府の対応については、「少子化対策を積極的に取り組むべきである(58.1%)」が約6割と過半数を占める。

### ④移民の受け入れに対する意向

#### ●治安等条件付きで移民の受け入れを容認する人が約7割

- ・移民の受け入れについては、「治安が心配でなければ(36.5%)」、「日本の将来的な潜在力となるならば(23.2%)」、「日本の力になる人材に限って(12.6%)」といった、条件付きで移民の受け入れを容認する人が約7割を占めている。

### ⑤少子化対策費に対する意向

#### ●少子化対策費を増やすべきだと考えている人が約9割

- ・少子化対策費(高齢者対策費との比較)については、「高齢者対策のウェイトはそのまま、少子化対策をもっと手厚く(29.7%)」、「高齢者対策、少子化対策とも、もっと手厚く(29.0%)」、「高齢者対策のウェイトを落として、少子化対策にふり向けるべき(26.5%)」を合わせて、少子化対策費を増やすべきという人が約9割に達する。

### ⑥夫婦別姓に対する意向

#### ●条件なしで認める人が約7割

- ・夫婦の別姓については、「自分は別姓制度を選択しないが、他人が選択することは認める(41.2%)」、「個人のアイデンティティを守るために認めるべき(26.2%)」を合わせて、条件なしで夫婦別性を認める人が約7割を占めている。

### ⑦婚外子の社会的認知に対する意向

#### ●事実婚や婚外子を社会的に認めるべきという人が約8割

- ・事実婚や婚外子の社会的な認知については、「子どもの人権を尊重して法制度等による差別を撤廃すべき(53.4%)」、「事実婚の関係から社会的に認めるべき(30.9%)」を合わせて、婚外子を社会的に認めるべきという人が約8割を占める。

## (2) 結婚観・家庭観

### ① 結婚に対する憧れの有無

#### ● 結婚に対する憧れを持つ人は約7割

- ・結婚に対する憧れの有無は、「どちらかといえばある／あった(41.2%)」と「ある／あった(33.4%)」を合わせて、結婚に対し憧れを持つ人が約7割を占める。

### ② 結婚に対する考え方

#### ● 適当な相手が見つければ結婚するが約5割

- ・結婚に対する考え方は、「適当な相手が見つければ、結婚する(50.1%)」が約5割、「大人になったら結婚するのは当然のこと(17.5%)」が約2割を占める。

### ③ 結婚の価値観

#### ● 子どもを持ち、幸せな家庭を築くためのもの、安心が得られるもの等が高い

- ・結婚の価値観については(複数回答)、「子どもを持ち、幸せな家庭を築くためのもの(60.8%)」、「安心が得られるもの(49.2%)」等、精神的なやすらぎに価値観を見出す人が多い。

### ④ 結婚前に子供ができた場合の対応

#### ● 結婚して出産するが約7割

- ・結婚前に子供ができた場合の対応は、「結婚して出産する(69.9%)」、「相手の意思に任せる(16.7%)」の割合が高い。

### ⑤ 結婚観・家庭観に関する意向

#### ● 未婚者で晩婚化、晩産化につながる家庭観・結婚観を持つ人の割合が高い

- ・晩婚化、晩産化に関わる意見(「見合い等をしてまで結婚しようとは思わない」、「ゆとりある経済力を持つまで結婚しようとは思わない」、「十分なゆとりができるまで子供は作らない」等)に対し、既婚者に比べ未婚者で「そう思う」の度合いが軒並み高い。

### ⑥ 理想の結婚年齢

#### ● 男性の最大層は30～32歳、女性の最大層は24～29歳

- ・理想の結婚年齢は、男性の最大層が「30～32歳(36.5%)」、女性の最大層が「24～26歳(32.4%)」と「27～29歳(32.1%)」である。

### (3) 結婚に関する状況

#### ①結婚していない理由【結婚の具体的な予定がない未婚者】

●第一の理由は、適当な相手が見つからない

- ・結婚していない最大の理由は、「適当な相手が見つからない(40.3%)」、「自分がまだ未熟だと思うから(11.1%)」の割合が高い。

#### ②結婚の予定【結婚の具体的な予定がない未婚者】

●いつかは結婚したいと思っているが約4割

- ・未婚者の結婚予定については、「いつかは結婚したい(44.0%)」、「条件の合う相手が見つければ、いつでも結婚してもよい(28.7%)」の割合が高い。

#### ③初婚時の年齢【既婚者及び結婚の具体的な予定がある未婚者】

●男性の最大層は27～29歳、女性の最大層は24～26歳

- ・初婚時の年齢は、男性の最大層が「27～29 歳(28.6%)」、女性の最大層が「24～26 歳(30.8%)」である。

### (4) 出産・子育てに関する状況

#### ①理想の子供数と現在の子供数

●理想は2人が約6割を占め平均で2.2人、現在は2人が約4割を占め平均で1.5人

- ・理想の子供数は、「2人(55.7%)」、「3人(27.7%)」の割合が高く、平均で2.2人、現在の子供数(妊娠中の子供を含む)は、「2人(41.3%)」、「1人(25.2%)」の割合が高く、平均で1.5人となっている。

#### ②子供数の将来的見通しと子供を持つための条件【結婚している者】

●理想の子供数を持ってそうにない人が全体で約4割、子供数が3人以上になるとこの割合が5割以上

- ・将来的に理想の子供数が持てるかについては、「持てそうである／既に持っている(43.7%)」が最も高いが、「持てそうにない」が約4割、「わからない」も約2割と高い。
- ・理想の子供数別にみると、子供数が2人以下の場合は「持てそうにない」が2割程度であるが、子供数が3人以上になると、「持てそうにない」の割合が3人で約5割、4人以上で約6割に達している。

●理想の子供数を持ってそうにない第一の理由は経済的負担で、子供をもう一人持つための第一条件は月額3～4万円の児童手当の支給

- ・将来的に理想の子供数を持つてそうにない最大の理由は、「子育てにかかる経済的負担が大きい(27.5%)」、「年齢的な理由(16.4%)」等の割合が高い。
- ・子供をもう一人もつための最大条件は、「子供が18歳(高校を卒業する)まで児童手当支給(40.4%)」であり、必要月額平均3.6万円となっている。

### ③第1子目の出産年齢【子供がいる人】

●男性の最大層は28～31歳、女性の最大層は24～27歳で、第1子目の出産年齢が高いほど子供の数が少なくなる傾向が見られる

- ・第1子目の出産年齢は、男性の最大層が「28～31歳(40.6%)」、女性の最大層が「24～27歳(40.4%)」である。
- ・女性の第1子出産年齢と子供数との関係を見ると、第1子出産年齢が23歳未満の場合は平均子供数が2.2人、以下年齢が上がるとともに低減し、35歳以上では1.2人と、第1子目の出産年齢が高いほど子供数が少なくなる傾向が見られる。

### ④女性における子供ができた時の仕事の状況【子供がいる人】

●第1子目の出産時に会社を辞める人が約3割、第2子目、第3子目になると、もともと働いていなかった人が約6～7割

- ・女性における子供ができた時の仕事の状況については(妊娠中も含む)、第1子目では「もともと働いていなかった(40.4%)」、「自分側の都合で会社を辞めた(29.4%)」の割合が高い。第2子目、第3子目になると、もともと働いていなかった人の割合が約6～7割と高くなっている。

### ⑤子供のいない夫婦の出産計画【子供のいない夫婦】

●子供をつくる予定はない夫婦が約2割

- ・未だ子供がいない夫婦の出産計画は、「すぐにでも子供が欲しいが、まだできない(28.0%)」、「子供は全て自然にまかせる(22.8%)」の割合が高いが、「子供をつくる予定はない(20.9%)」も約2割と高い。

### ⑥子供の多い社会づくりのために必要な施策

●第一に子育てに係る経済的な負担の軽減、第二に保育サービスの充実

- ・子供の多い社会づくりのために必要な最大の施策は、「養育費負担の軽減(18.8%)」、「児童手当の充実(14.9%)」といった、経済的負担の軽減が上位を占め、次いで、「時間外保育等柔軟な保育サービスの充実(13.3%)」である。

## 第4章 少子化に関する論点と今後の検討の方向性

### 4-1. わが国における少子化の論点

#### (1) 急激な少子高齢社会への移行による社会保障制度の対応遅れ

少子社会とは、人口減少の社会である。それは、14歳以下の子どもの数が65歳以上高齢者人口を、合計特殊出生率が人口置換水準をともに下回る状態をいう。

わが国は、1970年から1994年のわずか24年間で高齢化率が7%から14%になり、高齢社会に移行した。先進諸国が緩やかな移行のために、さまざまな社会保障制度を人口構造に整合させつつ、新たな家族政策を講じることができたのに対し、わが国はあまりにも早い期間で移行したため、今日の年金制度改革等、まだ社会保障制度が人口構造に追いついていない状況である。

#### (2) 少子社会の悪循環

少子化の背景としては、女性の社会進出、若年層の経済的不安、子育てに係る経済的負担感、仕事と子育ての両立への負担感、子どもをもつことに対する個人の意識変化など、さまざまな要因が指摘されている。

まずわが国には、「卒業→就職→結婚→出産」という暗黙の社会通念があり、単純に大学進学率の上昇は初婚年齢の上昇につながる。その後就職し、経済力を持った女性にとって結婚は選択肢の一つとなった。また、これまで無償で行われてきた家事労働の他にも外で働くという選択肢ができ、それとの比較で結婚や出産を選択すれば損をするという意識が生まれた。バブル期の経済成長とも重なり、男女ともに一度手に入れた生活水準を維持したいという願望の高まりから、豊かさが結婚を遅らせた時代であった。価値観の多様化も進み、自分のライフスタイルを大切にし、伝統的な結婚観や家族観にこだわらない人が増加した。子どもに対する考え方も変わり、労働力としての役割や老後の子ども依存は低下している。

1990年代以降は若年層をめぐる労働市場の状況の悪化が要因の一つに加わった。就業形態の非正規化の進行によって、親元から独立できない、結婚に求められる経済的な基盤を築けないといった若者が増加している。また、仕事と育児の両立を支援する環境が整っていないため機会費用の増大に対する懸念も大きい。

夫婦の出生力の低下の要因としては、子育て世帯の実質賃金が低下している一方で、教育の質を高めたいという親の願望から育児・教育コストの負担が増加していること、非正規就業化・失業リスクの増大といった経済状況の変化、仕事と育児の両立困難による機会費用の増大等が考えられ、結婚してもより遅く、より少なく出産するという傾向につながっている。また、子育てに関しては依然として女性の負担が大きく、男性を含めた働き方の見直しが求められている。

わが国における少子化が始まって30年が経過し、現在、出産期の世代は自らも周囲に子供が少ない環境で成長してきた。都市化の進行と相まって、子どもと触れあう機会は減少した。その経験のなさや、周囲から手助けが得られないことは子育てへの不安につながっており、少子化の悪循環も起こっている。

## 4-2. 少子社会に対応した国民のライフデザインの構築

わが国では、2006 年をピークに人口減少が始まるといわれており、単に高齢化が進んだ社会構造ではなく、人口が減少する社会構造に移行する。そのため、日本が長期的に経済活力と国際競争力を保つための具体的なシナリオづくりが求められている。しかし、総括的に行われた少子社会の背景分析や政策展開はなく、これまで女性の社会進出に対する支援策としての託児サービスの拡充であり、取得できる当てのない育児休暇の普及などが取り組まれてきた。

わが国における少子化によってもたらされる経済的影響は、生産年齢人口の減少による労働生産性や経済成長率の低下、消費や貯蓄の減少による市場の縮小、世代間の所得移転拡大にともなう税金、社会保障負担の増大等が考えられる。

また、社会的な影響としては年金制度の破綻、社会保障費の増大や労働が生活水準の質に結びつかないといった社会活力の阻害、世帯規模の縮小、児童のいる世帯の減少による家族形態の変容、子どもの社会性発達への影響、福祉や防犯等のコミュニティ機能の低下等がある。

人口増を前提にした従来の経済拡大路線はもはや維持できない状況の中では、少子社会の要因と考えられる次のような事象を分析し、子育て世代だけでなく、若者や高齢者を含めた国民全体のライフデザインを描き出し、そのための生活支援策として少子社会対応施策を講じることが重要である。

## 4-3. 今後の検討の方向性

わが国における少子化の進行要因としては、大きく「女性の社会進出」、「人生観の変化」、「平均寿命の向上」、「男性の弱体化」、「社会制度の支援不足」が考えられた。海外においては、少子社会対応施策として「仕事と家庭の両立」に対する支援策が、経済的、ソフト的な面から講じられている。今回のアンケート調査からも子どもをつくることを阻む要因として、子育てにかかる経済的負担が大きいからという現状が浮かび上がった。こうしたことから、わが国において少子化に歯止めをかけるためには、例えば次の視点から有効策を検討することが必要と考えられる。

- (1) 社会保障給付費に占める少子化対策費割合の拡大
- (2) 家族のあり方としての少子化問題への取り組み
- (3) 国民の人生設計(ライフデザイン)の見直し
- (4) 休暇制度と家族手当の充実
- (5) 祖父母から孫への財産移転(生前贈与の拡大)

少子化対策は単純に子どもの数を増やそうというスローガンを掲げるのではなく、多様化する家族のあり方を見直し、対応できなくなっている社会のシステムは変えていくことも必要である。わが国においては高齢者をとりまく状況も転換点に来ており、年金をはじめとする社会保障は見直しせざるをえない。「定年で退職し、その後は年金で暮らす」といったこれまでの常識は崩れつつあり、今後少子化対策を講じる上でも国民の人生設計をトータルで考える視点が必要となってくる。